

第29回公益社団法人奈良県理学療法士協会定期総会議事録

1、開催場所：奈良県社会福祉総合センター（奈良県橿原市大久保町320—11）

1、開催日時：令和4年6月18日（土）15：00～15：35

1、総正会員数：1337名

1、出席社員数：795名（本人出席29名 委任状出席766名） 議決権の総数795名

1、出席役員等：代表理事 増田崇

理事 西田宗幹、田平一行、和田善行、松村明子、中村貴信、北村哲郎、堀義範、河村隆史

監事 江村修二、箕輪希予志

1、議長選任の経緯

定刻にて和田事務局長より開会を宣言。定款第19条の定める定足数を満たしており、本定期総会が有効に成立した旨を告げた。定款第17条において議長の選出を行ったが、議長の立候補者がいなかったため、執行部にて事前に候補として挙げていた廣池裕美氏を議長に選任し、出席者の承認を得、議案の審議に入った。また議長より書記には四方絵里華氏と細川彰子氏が指名され、出席者より承認を得た。

1、議案の経過要領および議案別議決の結果

第1号議案 令和3年度事業・決算および監査報告の承認に関する件

増田会長、中川財務部長より説明があり、さらに江村監事より監査報告がなされた。質疑応答はなく、反対なしで承認された。

第2号議案 令和4年度事業計画・予算案の報告に関する件

増田会長、中川財務部長より説明があり、質疑応答はなく、反対なしで承認された。

第3号議案 役員に対する報酬及び費用に関する規程変更に関する件

和田事務局長より議案提出に至った経緯が説明された。また、定款第29条役員に対する報酬等について以下の新旧対照表に基づき、役員報酬の締日と支給日の変更について説明がなされた。

新	旧
(報酬等の支給方法)	(報酬等の支給方法)
第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については <u>10月末</u> 、10月から3月会議の会議等については <u>4月末</u> に支給する。	第4条 役員報酬は、会議等の開催日に応じ、各年度の4月から9月開催の会議等については <u>9月末</u> 、10月から3月会議の会議等については <u>3月末</u> に支給する。
2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。	2 役員報酬は、受給者が予め指定した銀行口座に振り込む方法により支給する。

質疑応答はなく、反対なしで承認された。

第4号議案 シニア会員制度の導入に関する件

増田会長より、議案提出に至った経緯が説明された。また、シニア会員規程の詳細、会費規程へのシニア会員の追加について、シニア会員規程と以下の新旧対照表に基づき、説明がなされた。

新	旧
2. 会費 (1) 正会員 1万円 <u>※シニア会員はシニア会員規程に準じて減免とする。</u> (2) 賛助会員 2万円 (3) 名誉会員 会費免除	2. 会費 (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。 (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。 (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

別紙 シニア会員規程を参照。

質疑応答はなく、反対なしで承認された。

1、閉会

以上をもって定期総会の議案全ての審議が終了したので、15時35分に閉会を宣言し散会した。

以上

(別紙1)

シニア会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下、「本会」という。）が65歳以上かつ在会25年以上の在会会員を対象にしたシニア会員についての基準を定める。

(シニア会員の資格)

第2条シニア会員の対象は以下の条件をすべて満たすものとする。

- ア 65歳以上の在会会員
- イ 在会25年以上（休会期間は問わない）
- ウ 会費減免時に在会している者。
- エ 本会年会費・セミナー日等の未納がない者。

(シニア会員の年会費)

第3条シニア会員の年会費は下記の通りとする。

第2条 イの種類	年会費
日本理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	5,000円
奈良県理学療法士協会会員歴25年以上の在会会員	3,000円

(シニア会員の申請手続き)

- 第4条 シニア会員の申請は申請年度の4月1日時点で満64歳以上、会員歴24年以上から可能（割引適用は申請翌年度の4月1日時点で満65歳以上、会員歴25年以上の会員）とする。
- 2 申請期間は毎年9月末までとし、翌年度よりシニア会員として開始する。
 - 3 取り消しの申請がなければ自動更新とする。
 - 4 申請手続きは本会事務局へ行うこと。

(改廃)

第5条この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるほか必要な事項は、理事会にはかり、これを定める。

(附則)

この規定は、令和4年7月1日より施行する。